

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 8 日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う感染拡大防止の取組の徹底等について
(周知・協力依頼)

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大していることから、本県は、4月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、4月5日から5月5日までを「まん延防止等重点措置実施期間」として、まん延防止等重点措置を実施することとしています。

(URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)

各障害者支援施設、障害福祉サービス等事業者の皆様におかれましては、長期に渡って緊張感の続く中での業務が継続し、負担の大きい中ではありますが、引き続き、感染拡大防止の取組を徹底いただくとともに、その際には、特に下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 別添のとおり、今年度の予算等を踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症に関する対応場面ごとに活用が可能な支援施策の一覧をまとめていますので、あらかじめ内容を把握いただき、必要に応じて活用いただきますようお願いいたします。
- 2 「まん延防止等重点措置実施区域」の対策として、障害者支援施設等の従業者等に対する検査の実施が挙げられています。
検査の実施方針については、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針のとおりですので、改めまして、健康福祉事務所から要請等があった場合の迅速な検査の実施への協力、任意の検査の積極的な活用等をいただきますようお願いいたします。(令和3年3月29日付け通知「障害者支援施設等での感染防止対策の徹底及び検査の実施について」も御参照ください。)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。

特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。

- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に3月末まで実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。

3 本県では、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針にも記載のあるとおり、

- ・ 県看護協会と連携し、感染者等が発生した場合に、施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行う
- ・ やむを得ず感染者が施設で療養する場合に、医師や看護師の配置等、適切な健康管理体制の確保を行う施設に必要な経費を支援する
- ・ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合における協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する

等による支援がありますので、あらかじめ御承知置きいただき、事案の発生に備えた事前の準備をいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。

・ 対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円

- 高齢者、障害者等の施設において、（中略）新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。是非活用を御検討ください。



【令和3年3月16日時点】

1. 感染予防の取組等への支援

項目・対象等	支援内容	照会先
<p>□ 衛生資材の確保支援 (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。)</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【配布時期】随時 (政令・中核市所管を除く)</p>	<p>□ 随時、<u>県が購入もしくは国から配布された衛生資材等を配布します。</u></p> <p>※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。</p> <p>※ アルコール消毒液は、国の優先確保スキームの活用による購入を適時メールにてご案内しています。</p>	<p>サービス種別により異なる (P6参照)</p>
項目	支援内容	照会先
<p>□ 社会福祉施設への退院受入支援 【支援対象】入所施設等(障害児者入所施設、共同生活援助、短期入所等) 【申請時期】決定次第お知らせ(政令・中核市含む)</p>	<p>□ <u>新型コロナウイルス感染症患者の退院にあたり、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れを支援します。</u></p> <p>①期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日(予定)</p> <p>②内容 1名受入れあたり10万円(定額:10千円×原則10日間)</p>	<p>兵庫県障害福祉課 (連絡先)078-341-7711 【GH・短期入所】 障害福祉課障害政策班 (内線)2966 【GH・短期入所以外の入所施設等】 障害福祉基盤整備班 (内線)3012</p>

2. 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
<p>□ クラスター発生施設等に対する衛生資材の提供 【募集対象】入所施設等 【申請時期】随時 (政令・中核市所管を除く)</p>	<p>□ <u>クラスターが発生した入所施設等において、自施設等での備蓄分衛生資材で賄えない場合に、県が備蓄している衛生資材(マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等)を提供します。</u></p>	<p>サービス種別により異なる (P6参照)</p>
<p>□ 感染者が発生した場合の職員確保支援 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時 (政令・中核市含む)</p>	<p>□ <u>新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【P5参照】</u></p>	<p>サービス種別により異なる (P6参照)</p>

項目	支援内容	照会先
<p>□ 障害福祉サービス事業者に対するサービス継続支援事業</p> <p>【支援対象】感染者が発生した事業所等 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市所管を除く)</p>	<p>□ 感染者が発生した、若しくは濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業者等が、サービスを継続して提供するために必要なかかりまし経費等を補助します。</p> <p>※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:施設入所支援(101.3万円/施設)、生活介護(63.1万円/事業所) 等</p>	<p>サービス種別により異なる (P6参照)</p>
<p>□ 支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化</p> <p>【募集対象】訪問 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市含む)</p>	<p>□ <u>新型コロナウイルスに感染した障害児者が自宅待機中に在宅で障害福祉サービスを必要とする場合に必要なサービスの確保を支援します。</u></p> <p>①障害福祉サービス事業所等を利用している感染障害児者への対応 既利用事業所等によるサービスの継続や代替サービスの実施が容易となるよう、利用者への訪問日数に応じて、当該事業所等に協力金を支給する。 協力金単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円</p> <p>②障害福祉サービス事業所等を利用していない感染障害児者への対応 障害福祉サービスが必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町で保健職や介護職等でチームを編成して必要なサービスを提供。 活動費単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円</p>	<p>兵庫県障害福祉課 障害政策班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)2966</p>

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> 感染者が発生した場合の初動体制確保支援 【対象施設】入所 【申請時期】随時（政令・中核市含む）	<input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、入所施設で感染者等が発生した場合に、当該施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。	兵庫県看護協会 （連絡先） 090-1029-1741 078-341-0190（代）

3. PCR等検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施 【募集対象】入所等 【申請時期】随時（政令・中核市所在を除く）	<input type="checkbox"/> 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。	詳細は各地域の保健所に照会ください。 兵庫県感染症対策課 感染症班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3286
<input type="checkbox"/> 新規入所（入居）予定者や新規採用予定職員に対するPCR等検査 【支援対象】入所（入居）（短期入所含む） 【申請時期】随時（政令・中核市所在を除く）	<input type="checkbox"/> 希望する入所施設等を対象として、新規に就職する職員や新規の入所・入居者（短期入所の利用者も含みます。）に対するPCR等検査を実施します。	兵庫県感染症対策課 感染症班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3286 兵庫県障害福祉課 障害政策班 （内線）2966

※ 申請方法や要件等の詳細は兵庫県HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyuu.html に掲載しています。併せてご確認いただきますようお願いいたします。

～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

□ 感染者が発生した場合の協力施設等を募集しています！



※ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html#kyouryokutaisei> 参照)。

支援項目		県の支援内容
<input type="checkbox"/>	衛生資材の供給	<input type="checkbox"/> 協iasキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
<input type="checkbox"/>	旅費の負担	<input type="checkbox"/> 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
<input type="checkbox"/>	損害保険料の負担	<input type="checkbox"/> 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
<input type="checkbox"/>	協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担	<input type="checkbox"/> 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
<input type="checkbox"/>	応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等	<input type="checkbox"/> 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。 <input type="checkbox"/> 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

～ 事業の照会先がサービス種別により異なるものの問い合わせ先 ～



連絡先	対象施設種別
兵庫県障害福祉課障害政策班 (連絡先) 078-341-7711(内線2966)	<u>GH・短期入所・訪問系サービス</u>
兵庫県障害福祉課障害福祉基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711(内線3012)	<u>入所施設及び就労を除く通所サービス</u>
兵庫県ユニバーサル推進課障害者就労支援班 (連絡先) 078-341-7711(内線3041)	<u>就労系サービス</u>